

令和2年度第1回京都市自転車政策審議会

議題資料

令和3年1月25日(月)



1 「京都・新自転車計画」の取組状況について



「京都・新自転車計画」(現行計画)の概要

「京都・新自転車計画」の取組状況について



計画期間

平成27年4月1日 ~ 令和3年3月31日(6年間)

コンセプト

世界トップレベルの自転車共存都市の実現

5つの「みえる化」

自転車 走行環境の 「みえる化」

■自転車走行環境の整備

- 京都市自転車走行環境整備ガイドラインの策定
- 矢羽根を中心とした自転車走行環境整備 など

ルール・ マナーの 「みえる化」

■自転車安全教育の普及・啓発

- あらゆる階層に受講機会を設けた教育プログラム構築及び安全教育の実施
- 自転車保険加入義務化 など

自転車 駐輪環境の 「みえる化」

■駐輪場の整備や放置自転車の撤去

- 駐輪場の整備
- 駐輪場位置等の情報提供
- 撤去区域の拡大 など

自転車 観光の 「みえる化」

■観光分野での自転車の活用

- レンタサイクル事業者認定制度の創設 など

自転車 関連施策の 「みえる化」

■関連分野との連携

- 関連施策(健康・福祉・環境など)との積極的な連携促進 など

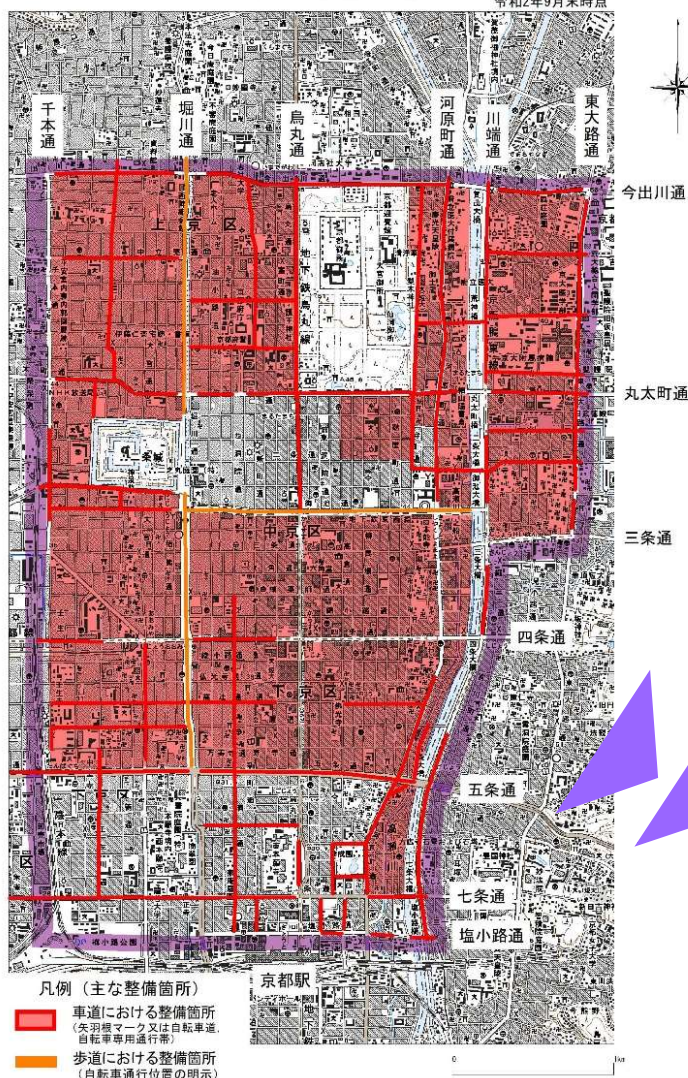
主な取組状況① ～自転車走行環境～

1 「京都・新自転車計画」の取組状況について

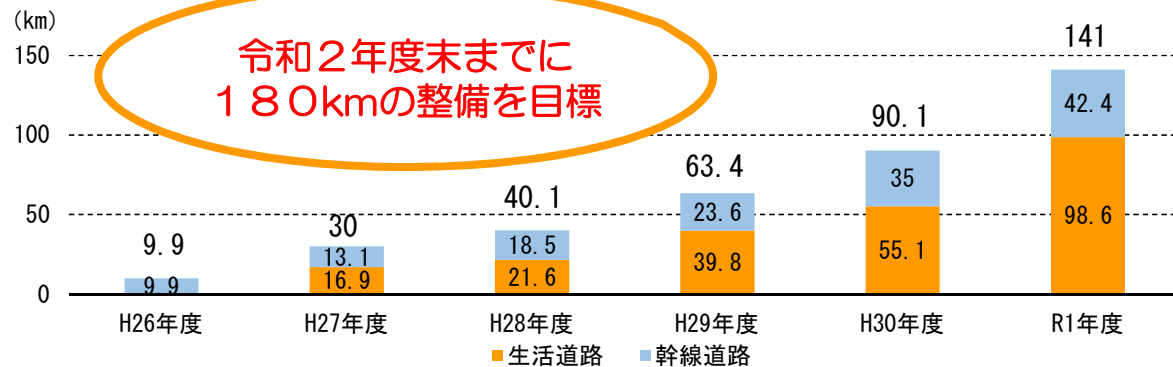


- 「自転車走行環境ガイドライン」(H28策定)に基づき、都心部を中心に矢羽根マークを主とした整備を推進し、整備距離は141km(R1)に。整備した幹線道路での車道走行率が17ポイント増加するなど、一定の効果がみられます。

京都市自転車走行環境整備箇所図
(主な整備箇所)

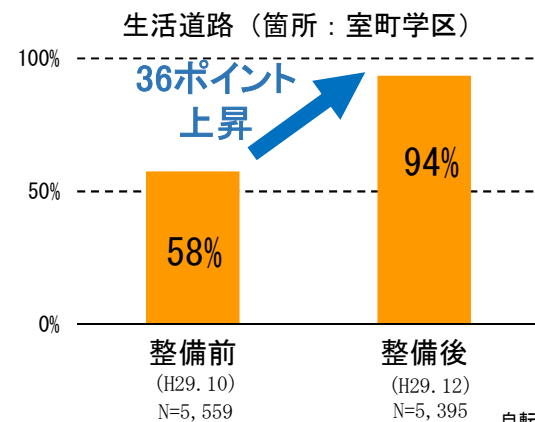
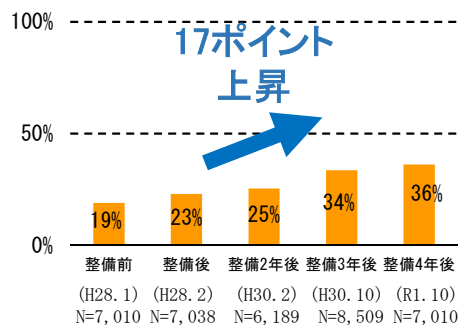


◆ 整備距離の推移



◆ 車道左側走行の割合の推移

幹線道路(箇所: 河原町丸太町)



自転車政策推進室調査

整備箇所事例



主な取組状況② ～自転車走行環境～

1 「京都・新自転車計画」の取組状況について

- 矢羽根マークの整備に加え、自転車利用者へのルール、マナー啓発看板の作成や、クルマのドライバー向けに自転車への思いやり運転に関する啓発を行っています。



市内の
約200
箇所に設置

京都女子大学と連携した啓発看板（電柱幕）の作成



<チャリとクルマ共々、楽しい動画を配信中> QRコードをチェック！

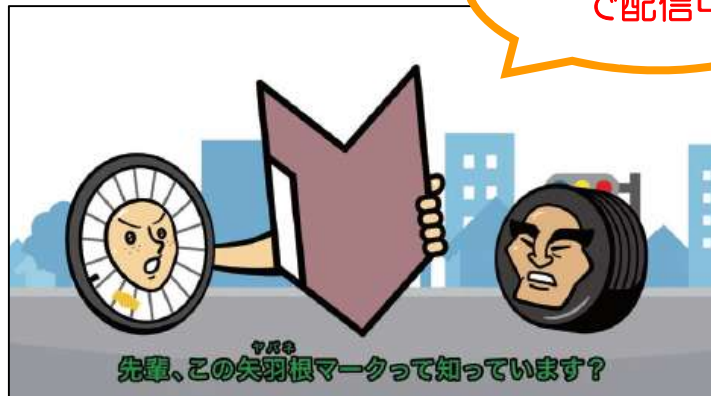
自動車教習所や
運転免許試験場
での講習で配布



京都市
CITY OF KYOTO

京都市建設局自転車政策推進室
TEL: 075-222-3565 FAX: 075-213-0017

発行/編集/印刷/35 京都府印刷局/2023.11.15



ドライバー向け動画の作成

ドライバー向けチラシの作成・配布

主な取組状況③ ～ルール・マナー～

1 「京都・新自転車計画」の取組状況について

- 安全教育プログラム（H30）を作成し、幼児向けや、中学生への自転車教育を充実するなど、世代別の自転車安全教育を強化しています。

受講対象	教室名	R1年度	R2年度(R2.11末)
子育て中の保護者向け	パパママ自転車教室	252人(17回)	45人(4回)
幼児向け	キックバイクを用いた子ども自転車教室	1,011人(38回)	672人(23回)
中学生・高校生向け	「見て分かる！」自転車安全教室	1,220人(4回)	180人(1回)
	事故のリスク・社会的責任編	2,530人(10回)	1,430人(8回)
自動車学校教習生向け	自動車教習所を活用した 自転車安全利用講習	17,974人	14,845人
一般市民向け		2,786人	97人
高齢者向け	高齢者向け自転車安全教室	10人(1回)	5人(1回)



パパママ自転車教室
(子育て中の保護者対象)



「見て分かる！」自転車安全教室
(中学生・高校生対象)

- 京都府警と連携し、自転車安全利用推進企業制度を活用して、企業向けの研修を実施する※ほか、推進企業に毎月啓発紙を送付しています。

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により書面開催。

推進企業・
事業所の数は
106に！



主な取組状況④ ～ルール・マナー～

1 「京都・新自転車計画」の取組状況について

- 自転車の安全な乗り方をいつでも楽しく学べるサイクルセンターを令和3年春に開設予定。開設に向けて、プレイイベントを実施しました。

令和元年度から2年度にかけて、休園前の大宮交通公園のほか、市内公園等でサイクルセンタープレイイベントを実施。

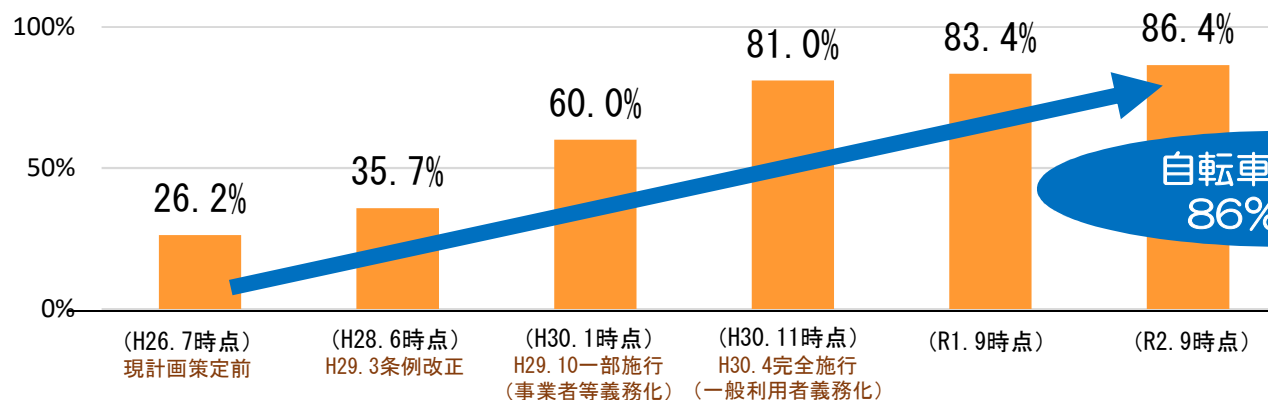


- 自転車の基本的なルール等を分かりやすくまとめた冊子を発行し、市内の幼稚園児、小中学生、高校生全員に配布するほか、大学の新入生向けガイダンスや企業研修等でも活用。



- 自転車事故の被害者救済と加害者の経済的負担軽減のため、平成28年度に自転車保険の加入義務を条例化しました。保険加入率が26%（H26）から86%（R2）に増加しています。

◆ 自転車保険加入率



出典：市民アンケート（令和2年9月）

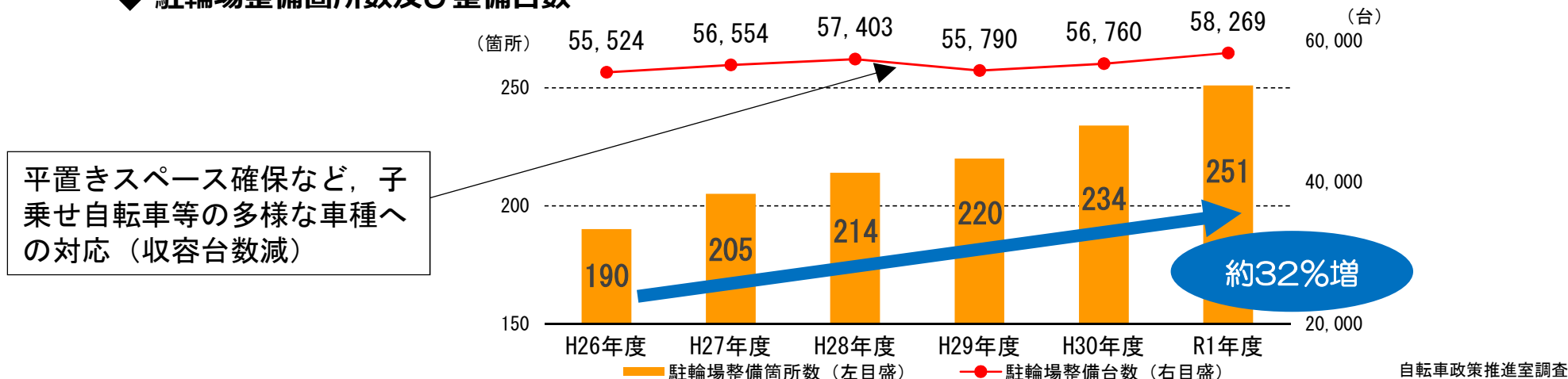
主な取組状況⑤ ～自転車駐輪環境～

1 「京都・新自転車計画」の取組状況について



○ 駐輪場の整備箇所は、190箇所（H26）から251箇所（R1）に増加。

◆ 駐輪場整備箇所数及び整備台数



○ 駐輪場の整備に当たっては、民間活力による整備誘導に取り組むほか、商業施設等に対し規模に応じた駐輪場の設置を義務付けるなど、取組を進めています。

○ ホームページによる情報発信等の情報提供の充実を行い、駐輪場の利用促進に取り組んでいます。

民間活力による整備誘導事例

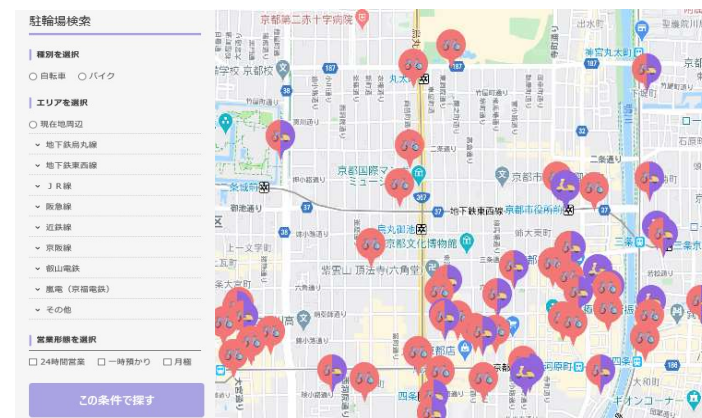


歩道を活用した整備



「京都市民間自転車等駐車場整備助成金」を活用した整備

助成金を活用した
整備箇所は
100箇所以上に
のびります。



市公式サイトでの駐輪場検索画面

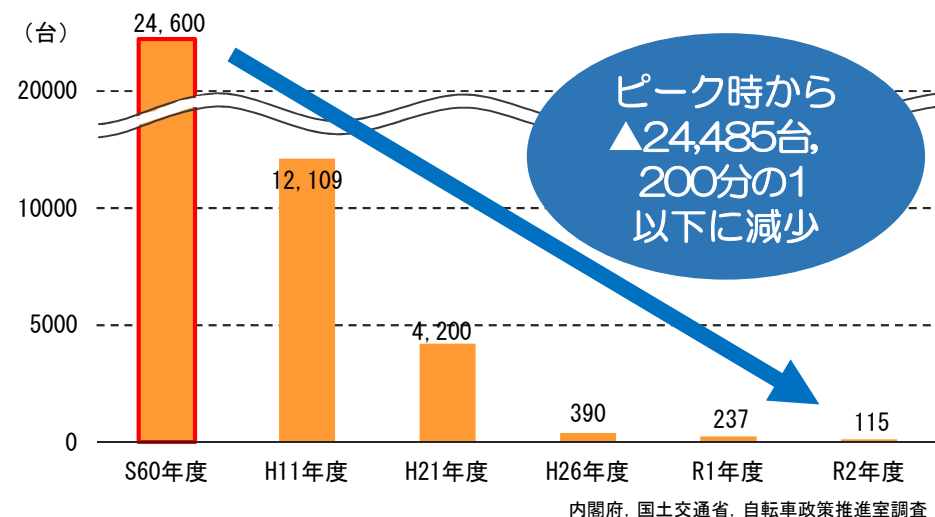
主な取組状況⑥ ～自転車駐輪環境～

1 「京都・新自転車計画」の取組状況について



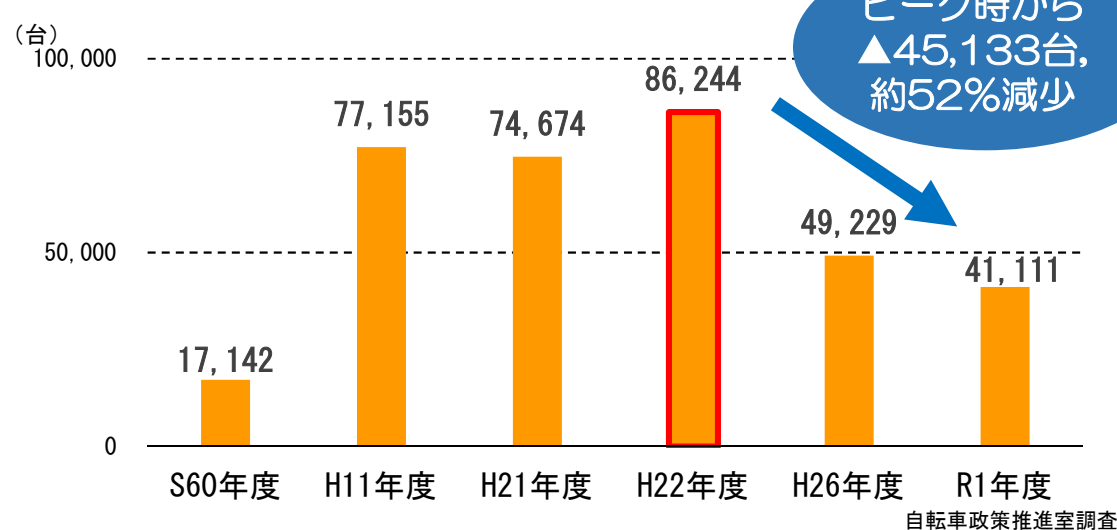
- 駐輪場整備と放置自転車撤去の両輪で駐輪環境の改善を推進した結果、放置自転車台数（1日当たり）は、ピーク時の約2万5千台（S60）から115台（R2）に、撤去自転車台数は約8万6千台（H22）から41,111台（R1）に減少しました。

◆ 放置自転車台数（1日当たり）の推移



* 10～11月の晴天の平日、概ね午前11時時点において、市内各駅のうち1駅における放置自転車台数が100台以上の駅を集計対象に放置台数を集計した値(国土交通省調査方法)

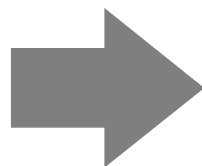
◆ 撤去自転車台数の推移



放置自転車状況の変化（三条大橋西詰）



（平成25年度）



（令和2年度）

主な取組状況⑦ ～観光・関連施策～

1 「京都・新自転車計画」の取組状況について

- 自転車観光に関して、ルール、マナー等を観光客に対し啓発している優良なレンタサイクル事業者の取組を支援するため、認定制度を創設。認定事業者は21事業者に（R2）。
- 自転車観光のホームページを大幅にリニューアルし、寺社やグルメなどの京都観光の魅力を発信（ルール、マナー等についても併せて発信）。

優良なレンタ
サイクル事業者を
認定しています

認定ステッカー



京都自転車観光ガイド
(産業観光局観光MICE推進室)

- 自転車関連施策に関して、「健康長寿のまち京都 いきいきポイント事業」と連携し、自転車を活用した健康増進，交通安全意識の向上を図っています。

自転車利用や自転
車安全教室受講等
によるポイントの
取得ができます！



いそいそポイント手帳2020

「京都・新自転車計画」(現行計画)の施策一覧

「京都・新自転車計画」の取組状況について

方針	項目	No.	施策内容
1 自転車 走行環境 の みえる化	自転車走行環境の整備	1-1	自転車走行環境の整備
		1-2	自転車走行環境整備ガイドラインの策定
		1-3	自転車走行実態調査の実施
	左側通行の周知・徹底	1-4	様々な媒体を活用した周知
		1-5	各種イベントと連携した周知
		1-6	大学生向けの周知
2 ルール・マナーの みえる化	継続したルール・マナーの啓発	2-1	小学生・中学生への自転車の交通安全に関する教育
		2-2	警察等の協力による小学生への自転車交通安全教室の実施
		2-3	スクアード・ストレイト方式による自転車交通安全教室の実施
		2-4	T Sマークの普及・啓発
		2-5	学生など若者世代を対象とした自転車マナー啓発
		2-6	大学入学式での啓発パンフレットの配布
		2-7	自動車教習所を活用した自転車講習の実施
		2-8	子育てママ・パパのための自転車交通安全教室の実施
		2-9	街頭での啓発活動の実施
	左側通行の周知・徹底(再掲)	1-4	様々な媒体を活用した周知(再掲)
		1-5	各種イベントと連携した周知(再掲)
		1-6	大学生向けの周知(再掲)
	新たな自転車安全利用教育プログラムの構築	2-10	新たな自転車安全利用教育プログラムの策定
		2-11	課外授業での啓発の実施
		2-12	京都サイクルパス制度(仮称)の創設
		2-13	自転車安全教育の指導者の育成
	京都市職員へのルール・マナー周知・徹底	2-14	京都市職員へのルール・マナーの周知・徹底
	常設サイクルセンター(講習施設)の設置	2-15	常設サイクルセンター(講習施設)の設置の検討
	自転車安全利用推進企業制度の創設・充実	2-16	自転車安全利用推進企業制度の創設
		2-17	自転車安全利用推進企業制度の充実
	自転車向け保険加入の義務化	2-18	自転車向け保険加入の義務化

方針	項目	No.	施策内容
3 自転車 駐輪環境 の みえる化	自転車総合情報サイトの開設・運用	3-1	新たな自転車総合情報サイトの開設
		3-2	既存駐輪場の運用の改善
		3-3	既存駐輪場の情報発信
	市営駐輪場の有効活用	3-4	市営駐輪場の有効活用の検討
		3-5	短時間の放置自転車への対応の検討
	撤去強化区域の拡大	3-6	撤去強化区域の拡大
		3-7	行政による新たな駐輪場整備
		3-8	公募事業者の道路占用などによる駐輪場整備
		3-9	京都市民間自転車等駐車場整備助成金による整備
		3-10	民間駐輪場誘致補助制度の導入
	付置義務制度の見直し	3-11	付置義務駐輪場の利用実態調査
		3-12	付置義務制度の見直し
	放置自転車及び駐輪場の現状把握	3-13	放置自転車台数及び駐輪場の利用台数調査
4 自転車 観光の みえる化	レンタサイクル研究会の設置	4-1	レンタサイクル研究会の設置
		4-2	社会実験の実施
5 自転車 関連施策 の みえる化	わかりやすい走行環境の整備	1-1	自転車走行環境の整備(再掲)
		1-2	自転車走行環境整備ガイドラインの策定(再掲)
	総合政策条例の制定	5-1	総合政策条例の制定
		5-2	自転車と触れ合える環境づくりの検討
		5-3	本市の個別計画へ自転車政策の取込

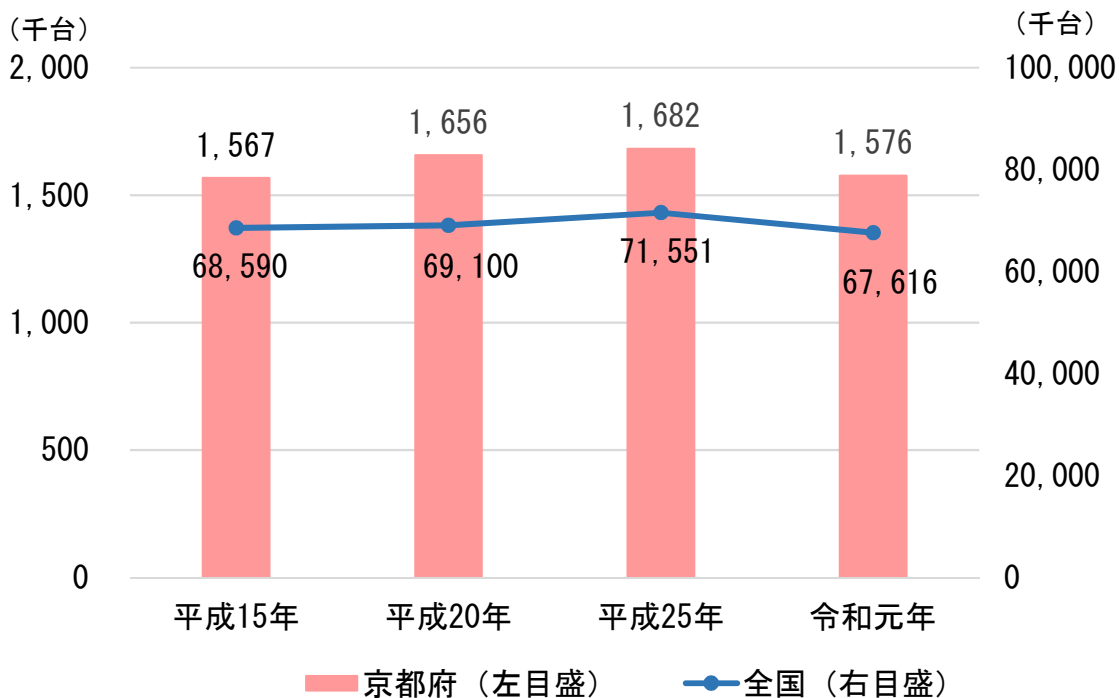
5つの「みえる化」のもと全42の施策を実施済み・実施中
⇒参考資料「京都・新自転車計画 実施状況一覧」

2 次期京都市自転車総合計画の策定に向けて



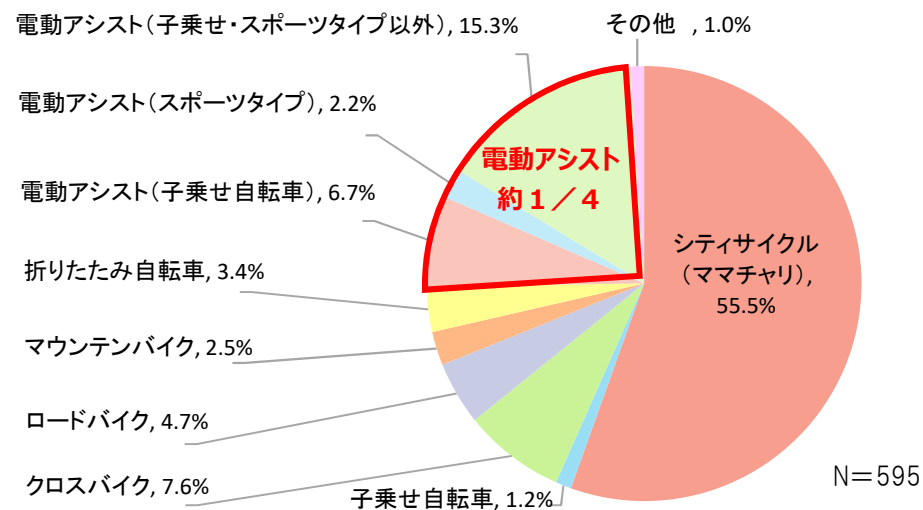
- 京都府内の自転車保有台数は約158万台であり、市内の自転車保有台数は約92万台と推計されています。
- 自転車の主な利用車種は、シティサイクルが約6割と最も多くなっている一方、電動アシストの保有が4分の1近くを占めています。

◆ 京都府内の自転車保有台数



出典：（一財）自転車産業振興協会資料

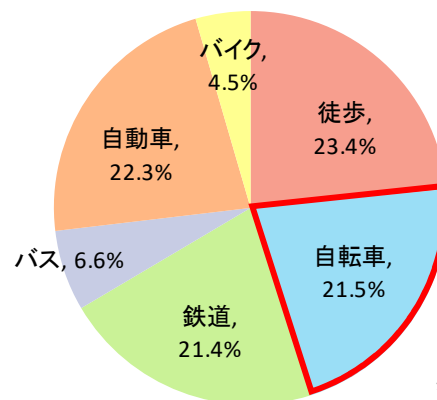
◆ 自転車の主な利用車種



出典：市民アンケート（令和2年9月）

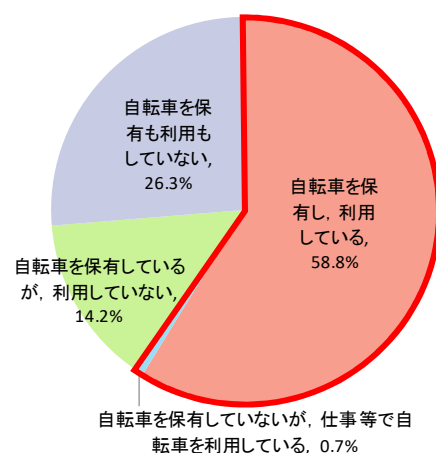
- 移動の代表的な交通手段に自転車を利用する割合は約2割であり、徒歩、鉄道、自動車と同程度となっています。
- 約6割の市民が自転車を利用しており、日常生活に欠かせない移動手段となっています。
- 利用目的のうち約6割が買物などの日常生活、次いで約2割が通勤となっています。

◆ 移動の交通手段に自転車を利用する割合



歩くまち京都推進室調べ（令和元年10月）

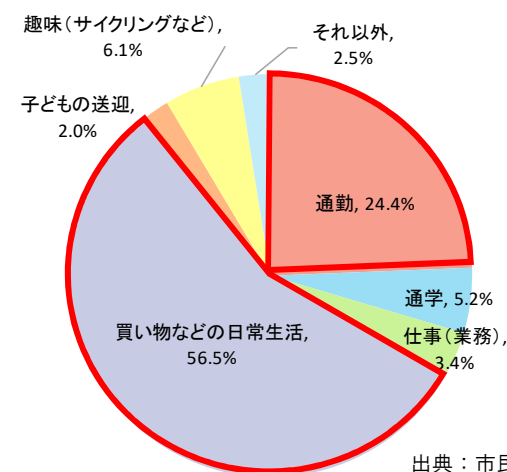
◆ 自転車の保有と利用の割合



N=1000

出典：市民アンケート（令和2年9月）

◆ 自転車の主な利用目的



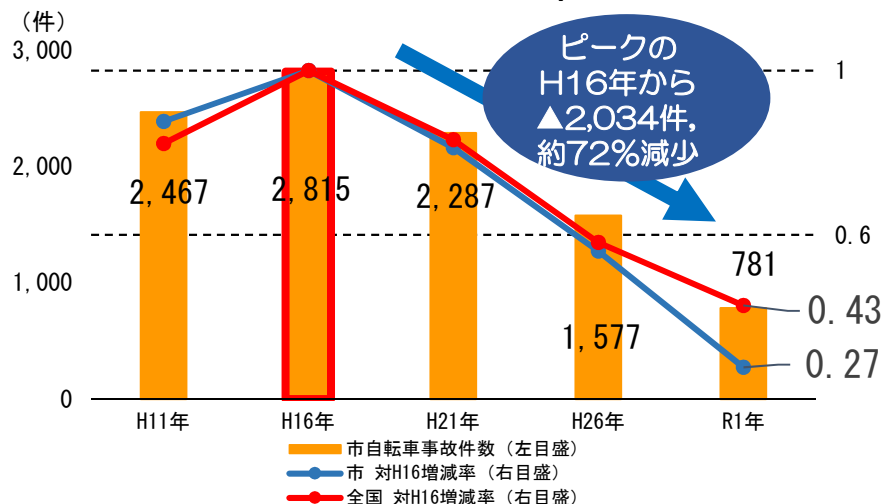
N=595

出典：市民アンケート（令和2年9月）

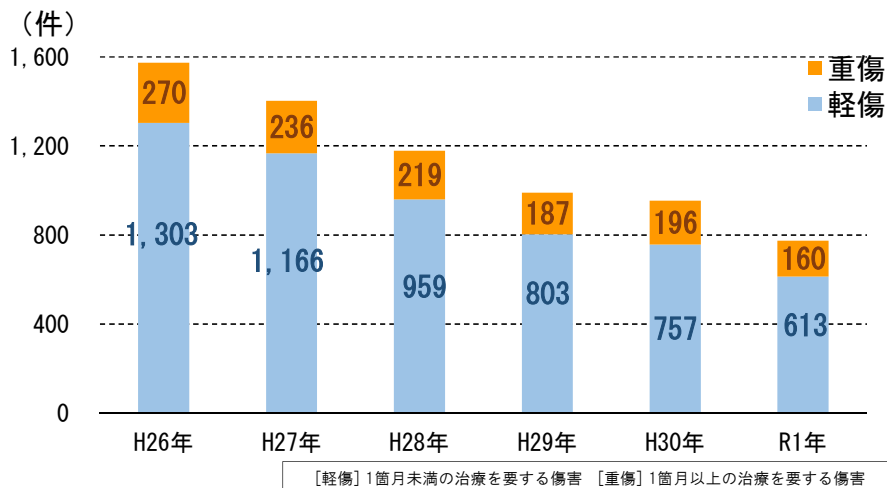
※四捨五入等の関係で合計が100%とならない場合があります。

○ 京都市の自転車事故の減少率が全国の減少率を上回っています。

◆ 自転車事故件数及び対平成16年（市、全国のピーク）の推移

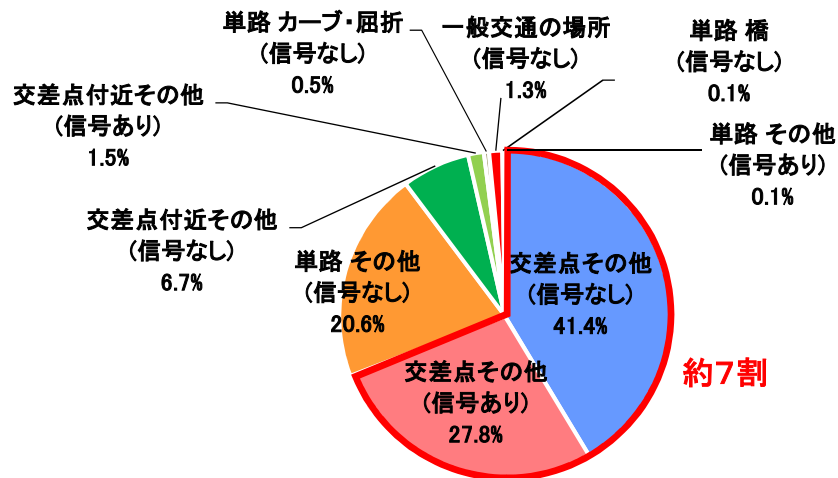


◆ 自転車事故の重軽傷別件数

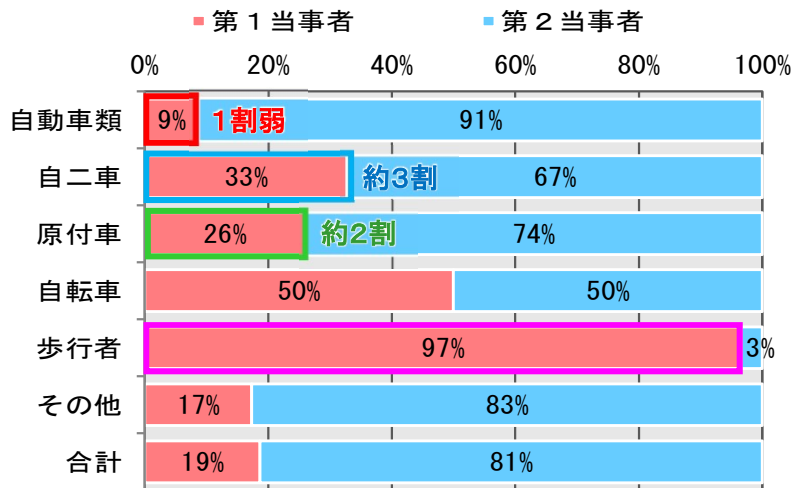


○ 自転車事故の約7割は交差点で発生しています。また、対自動車では自転車が第1当事者となる割合は1割弱ですが、対歩行者ではほとんどの場合、自転車が第1当事者となっています。

◆ 京都市内の自転車関連事故の道路形状割合 (R1)



◆ 事故相手別自転車の第1当事者と第2当事者の割合 (H27～R1)



自転車活用推進法

平成29年5月に、環境負荷の低減や災害時、健康増進等における自転車の活用の推進を定めた自転車活用推進法を施行。

基本理念（要旨）

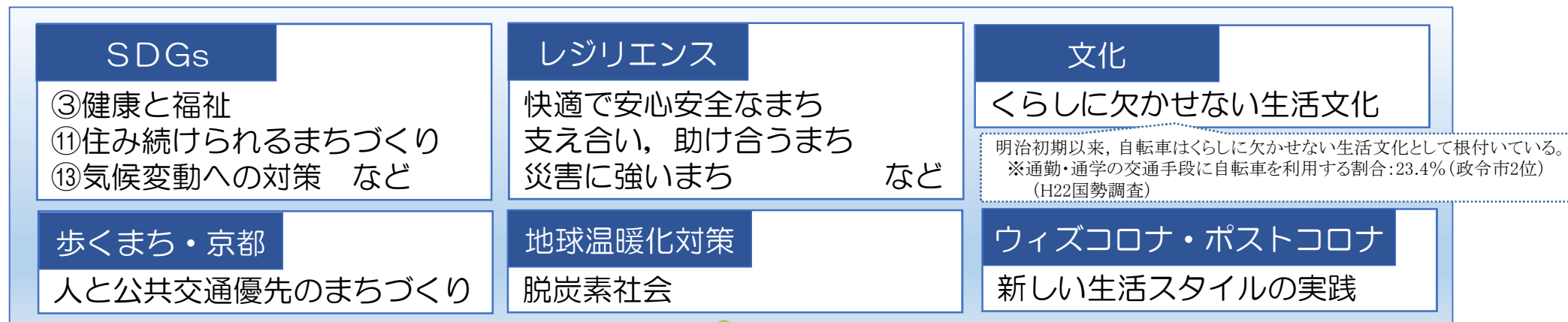
- ① 自転車の活用の推進は、自転車による交通が二酸化炭素等を発生しないこと、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行わなければならない。
- ② 自転車の活用の推進は、自転車の利用増進及び自動車依存の低減が、国民の健康増進・交通混雑の緩和等による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行わなければならない。
- ③ 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割の拡大を旨として行わなければならない。
- ④ 自転車の活用の推進は、交通安全の確保を図りつつ、行わなければならない。

同法の基本理念にのっとり、
自転車活用を総合的かつ計画的に推進

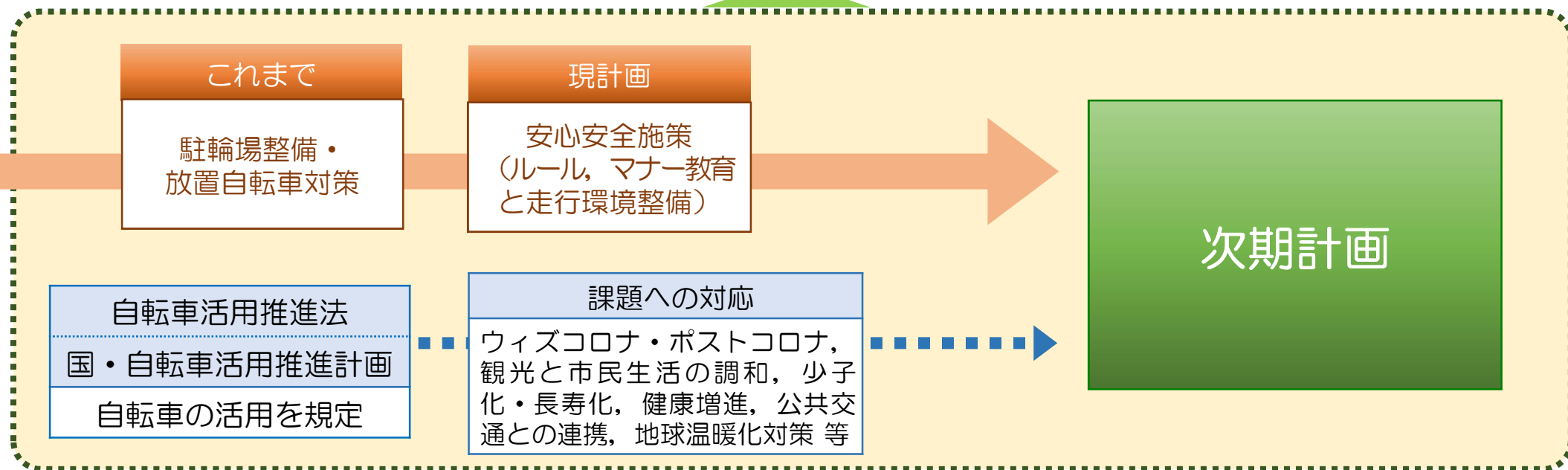
自転車活用推進計画

平成30年6月に、自転車活用推進法の理念を踏まえ、自転車の活用の総合的・計画的な推進を図るため、自転車活用推進計画を策定。

目標1	自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	目標3	サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
走行環境整備，駐輪場整備の促進，シェアサイクルの普及促進 等		走行環境整備や受入環境整備等によるサイクリング環境の創出 等	
目標2	サイクリススポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	目標4	自転車事故のない安全で安心な社会の実現
サイクリススポーツの振興，自転車を利用した健康づくりの広報啓発 等		交通安全教室開催等の推進，災害時における自転車活用の推進 等	

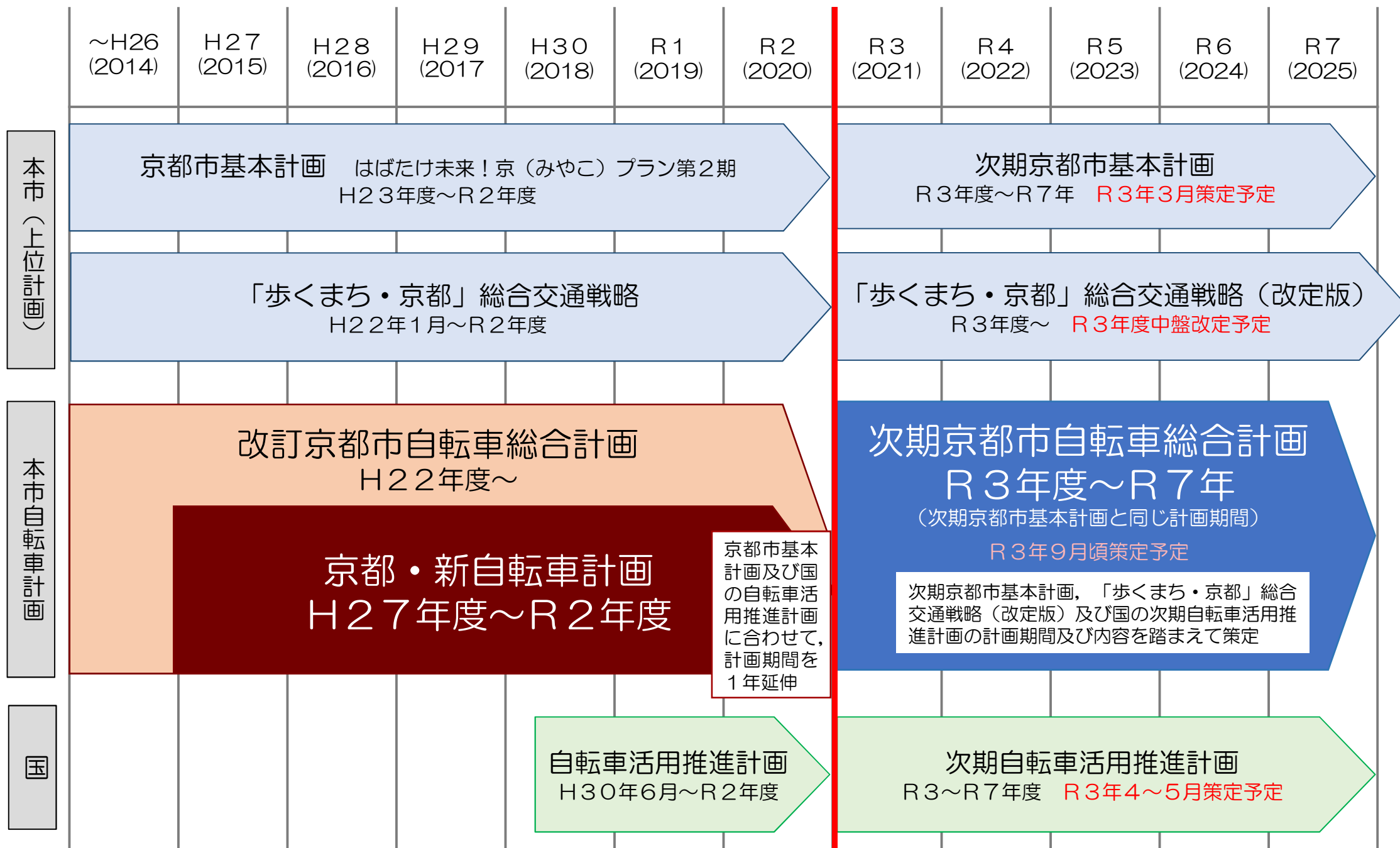


- ・ 安心安全な自転車利用環境の確保、交通事故の減少、公共交通と連携した移動利便性の向上を図ることで、「健康と福祉」「快適で安心安全なまちづくり」など、SDGsやレジリエントシティの実現に貢献する。
- ・ 環境にやさしく、身近な交通手段として根付いている自転車の利用環境の向上により、持続可能な社会を目指す「歩くまち・京都」、「脱炭素社会」の実現に貢献する。
- ・ 自転車の活用により、ウィズコロナ・ポストコロナにおける新しい生活スタイルの実践に貢献する。



次期計画の計画期間

2 次期京都市自転車総合計画の策定に向けて



3 今後のスケジュール



令和2年度

令和3年1月25日	第1回	自転車政策審議会（諮問，計画策定に向けて等）
令和3年3月23日	第2回	自転車政策審議会（次期計画の方向性）

令和3年度

令和3年4～5月頃	第3回	自転車政策審議会（次期計画の骨子案）
令和3年6～7月頃	パブリックコメント	
令和3年8月頃	第4回	自転車政策審議会（答申案）
令和3年9月頃	答申，策定	